

第十九！ 執事等は台口を以て多初考を以て構成し毎週一回

開演す。

第二十！ 如令會とは本會の定規の條々の及程の集會を以て

の集會と稱す。

第二十一！ 定規不記の條々の及程の集會に於ては議決し臨時に

議決す。

第二十二！ 本會は各門知識を有する者として彼向として

開演す。

第二十三！ 本會の目的を達成する為めは其の能く有する者として

第二十四！ 本會の目的を達成する為めは其の能く有する者として

一八二八と七月七日に決定す。

4. 3. 14

832

三月の付

臨時の定規を以て執行する事を用いた

の如き事と七月七日に決定す。本會の目的を達成する為めは其の能く有する者として

の如き事と七月七日に決定す。本會の目的を達成する為めは其の能く有する者として

此

一 出資者

山内 徳三郎 徳本 時一郎 大久保 三郎

池田 栄吉 三木 豊 岸山 徳三郎

鈴木 悦吉 名 澤 桂田 徳三郎

あ 二丁 三九

二 協賛者

山内 徳三郎 大久保 三郎

一 日時 四月十日 午後九時